



〒165-0026

中野区新井1-26-4-2F

☎ 03-5318-4007

アスモ新聞はアスモのホームページ www.asumo-kaigo.jpからもご覧になれます。
上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。
「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



代表取締役 花堂浩一

ラグビー日本選手権といえは、その昔成人の日風物詩として大いに盛り上がりました。超満員の国立競技場には成人式を兼ねた多くの晴れ着姿の女性を観戦に誘われトヨタ自動車と大東文化大学の試合を観戦する機会がありました。ラグビーを観戦したのは先にも後にもこれが最後ですが、国立競技場にこだまするすさまじい観衆の声と、選手が激しくぶつかり合う姿が今も強烈に記憶に残っています。



本年、ラグビーワールドカップ、イングランド大会は五郎丸ボーズが話題となり、また日本チームの活躍でかつてないほどの盛り上がりを見せました。しかし他のスポーツに比べ外国人選手が多いことから、日本代表なのになぜ外国人選手が多いのか疑問に思う人がいるようです。これは日本代表に選ばれる条件によるものです。ラグビーの代表資格の条件は3つあり、そのうち最低1つの条件をクリアしていなければなりません。その3つの条件とは他国の代表経験がない選手で

1. その国・地域で出生したこと
2. 両親および祖父祖母のうち少なくとも1人が、その国・地域で出生したこと
3. その国・地域に36ヶ月以上継続して居住しつづけていること

となつています。

他国では当然のことのように受け入れられている外国人選手の代表入りに関して、日本では国籍に関して厳しい意見をする人がいる一方、彼らが日本の国歌「君が代」を熱唱していることに賞賛の声が相次いでいることをご存知でしょうか？

そういったことから、五郎丸選手は試合後、ツイッターでこのようなコメントを残しています。「ラグビーが注目されている今だからこそ、日本代表にいる外国人選手にもスポットを。彼らは、母国の代表より日本を選び日本のために戦っている最高の仲間だ。国籍は違いますが日本を背負っている。これがラグビーだ。」

またそんな意見を知っているからなのか、日本代表主将のリーチ・マイケル選手はこんな取り組みをしていました。日本人選手、外国人選手問わず、全員で「君が代」の練習や挨拶、礼儀作法など、日本の精神を学んでいるのです。「君が代の中身を自分たちにつなげて、歌詞を理解して歌わないとダメだと思えます」と話しています。



日本代表の外国人選手は、実力もトップクラス。望めば母国の代表となることも出来る選手なのです。それでも日本を選んでくれた彼らは、国籍は違っても尊敬に値する仲間なのだと五郎丸選手は言っていたのではないのでしょうか？

ラグビーの精神を象徴する有名な言葉に「ONE FOR ALL ALL FOR ONE（一人はみんなのために、みんなは一人のために）」というのがあります。自分を犠牲にしてまでもボールをつなげるのがラグビー、ボールを受け取った者はその犠牲の上に成り立っていることをよく理解します。

だからこそ、その犠牲を無駄にしないよう必死に走ります。これほど「自己犠牲」という言葉が似合うスポーツはないのではないのでしょうか。



私たちは、高齢化社会というかつてない社会の課題を解決するために中野の地に集いあつた仲間だということ強く意識して、次の世代に繋いでいくことが大切なのです。そして私はその努力が無駄にならないように来年も必死に走りたいと思います。（そのためには、まず減量しないと！）

本年も残すところわずかとなりました。今年も心温まることや驚いたこと、思わず涙したことなど、様々な出来事がありました。そして無事一年を終えることができました。ご利用者、ご家族の皆様、地域の皆様、そしてヘルパー、スタッフの皆様へ感謝申し上げます。良い年をお迎え下さいませ。

明日も笑顔 アスモ シニアハウスコム

0120-5318-77

こんにちは。相談員の小川です！
今回は、有料老人ホームでは、どのように「リハビリ」が行われているのか、①～③でまとめてみました！

有料老人ホーム内

介護職員



①生活リハビリ(介護職員が行う)

・「食事」「移動」「入浴」「排泄」施設での日常生活に必要な動作を入居者の身体状況に合わせて介助する事で、施設内の生活の中から毎日リハビリを行う。



リハビリ専門職員



②個別リハビリ(リハビリ専門職員常勤ホーム)

・入居者の身体機能を個別評価し、生活に必要な身体機能の維持、向上を目的に個別に対応する。
週1～3回位の個別リハビリを行う。(施設毎に異なる)

※個別評価(リハビリ専門職員が巡回で来るホーム)

・入居者の身体状況を個別評価し、介護職員に入居者それぞれの生活リハビリにおける指導を行う。

③訪問リハビリ・マッサージ(外部サービス)

・外部のリハビリ専門員、マッサージ師のサービスを利用して個別リハビリ対応してもらう。
※施設によりサービスの利用の仕組みが異なります。



平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかのお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、3月号の紙面より「くらしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

今月は生前贈与と特別受益についての後編です。前月号で生前贈与と特別受益の制度をご紹介しました。

“前回のおさらい

「特別受益とは遺産相続において、生きていうちに相続人にお金などを贈与する生前贈与のことを指します。特別受益には生前に被相続人から相続人へ生前贈与があった場合、その贈与についても相続財産とみなされる特性があります。この生前贈与したものが相続財産に組み入れられることを「持戻し」と言います。」

今月は具体的な事例やイレギュラーな事例をご紹介します。

実際に生前贈与された場合の相続についてみてみましょう。次の事例をご覧ください。

相続人は3人で配偶者と子供2人です。

長男は生前にお父さんから1000万円を現金でもらっていました。

お父さんが亡くなった時、遺産は預貯金3000万円がありました。

この場合の法定相続分は配偶者2分の1、長男4分の1、次男4分の1になります。

長男は生前にお父さんから1000万円もらっていますが、みなし相続財産として相続財産に組み入れられます。すると実際の相続財産は4000万円になります。(預貯金3000万円+長男への生前贈与1000万円)。

この相続財産4000万円を法定相続分で分けると以下のようになります。

配偶者2000万円 長男1000万円 次男1000万円

長男の相続分は1000万円になりました。生前贈与で同額の贈与をうけていますので、実質的に遺産分割時、長男は何ももらえません。民法上、生前贈与は遺産の前渡しと考えられているからです。

では、生前贈与が長男に対してではなく、長男の配偶者に同額の生前贈与をしていた場合はどうなるのでしょうか？原則は特別受益の制度は相続人にしか適用がないため長男の配偶者は相続人ではないため、特別受益には当たりません。しかし、『実質的には相続人に直接贈与されたのと異ならないと認められる場合には、たとえ相続人の配偶者に対してなされた贈与であってもこれを相続人の特別受益とみて、遺産の分割をすべきである。』(福島家庭裁判所白川支部昭和55年5月24日家裁月報33巻4号75頁)と判断しています。

状況によっては長男の配偶者に対してなされた生前贈与も実質的には長男に対してなされた生前贈与と同等に扱われてしまうケースもあるようです。

また、相続税法では被相続人の亡くなる3年以内の生前贈与だけをみなし相続財産として相続税の計算をしますので、民法と相続税法では違った扱いがされることも注意が必要です。

生前贈与の相手や内容、その状況によって、遺産分割の際に問題になるケースが多く見受けられます。特別受益の理解を深め、トラブルのない遺産分割を目指していきたいですね。

ご相続の生前対策についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。
「アスモさんの紹介で」と言っていたらご相談は無料になります。



東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号伊地智ビル1階
「くらしと相続の相談窓口」
司法書士門脇法務事務所
東京司法書士会世田谷支部 支部長 門脇紀彦
電話03-5429-1096

お誕生日
おめでとう



島田 喜久 さま

大正4年11月9日生まれ
100歳を迎えられました。
これからもお元気でお過ごしください。



アスモ勉強会のご報告

平成27年11月14日(土) 18時から、商工会館にてインフルエンザの予防接種と、三宿病院脳卒中センター長の清水昭先生による講演を行いました。
 「健やかな美老長寿(びろうちようじゅ)を全うして、元気な地域と平和な社会の実現を」というテーマで、今の時代に生きる私たちが健康で美しく老い、長寿を全うするためにはどうすれば良いのかを勉強させていただきますました。
 参加されたヘルパーの皆さん、お疲れさまでした。
 (たんぽぽ介護所長 村岡志づ江)